



議案第五十号

福山地区農地造成事業（地区再編農業構造改善事業）の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり福山地区農地造成事業（地区再編農業構造改善事業）の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求めらる。

昭和五十七年六月十六日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十七年六月拾七日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

一 事業の名称及び工事名 農地造成事業（地区再編農業構造改善事業）

福山地区農地造成工事

二 施行場所 三朝町大字福山地区内

三 経費の賦課基準 事業費の三〇パーセント以内を、受益者に面積割
で賦課するものとする。

四 徴収の時期 工事に着手した日の翌日からその年度の三月三十一
日までの間

五 徴収の方法 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条
例第十八号）の例による。